

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和2年7月13日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和

招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	岩 永 政 則	副 委 員 長	浦 川 圭 一
委 員	中 村 美 穂	委 員	内 村 博 法
委 員	河 野 龍 二	委 員	竹 中 悟

欠席委員

なし

出席委員外議員

議 長	山 口 憲 一 郎	副 議 長	西 岡 克 之
-----	-----------	-------	---------

職務のため出席した者

議会事務局長	富 永 正 彦	議事課長	青 田 浩 二
参 事	森 本 陽 子		

説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一	副 町 長	鈴 木 典 秀
教 育 長	勝 本 真 二	総 務 部 長	中 嶋 敏 純
教 育 次 長	山 本 昭 彦	秘 書 広 報 課 長	中 村 元 則

本日の委員会に付した案件

- (1) 令和2年第1回長与町議会臨時会について
- (2) その他

開 会 9時29分

閉 会 12時03分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の議会運営委員会を開催いたします。7月17日招集の第1回臨時会の運営につきまして、会議次第により会議を進めてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。初めに議長の御挨拶をお願いします。

山口議長。

○議長（山口憲一郎議員）

皆さん、改めましておはようございます。会議に先立ちまして一言御挨拶を申し上げます。コロナ感染症拡大のために、一時は下火になったかなということで安堵ということまではいきませんが、なっておりますけどまた首都圏によりますと、多くの感染者が出ております。また地方によっても、少しずつ増えている状況であります。長崎においても17人からなかなか出ずに、いいなという思いの中でございましたけども、最近になってから増えだしまして、昨日も4人の患者がまた見つかったということで、大変まだまだ、緊張感を持っていかなければならない状況であると思っております。そしてあわせて、今回の豪雨、大雨の影響で各地には非常に被害がっております。人的にも亡くなった人も多くおられますし、いろいろな災害がっております。長与町においても、緊急事態が出ましてから対策本部等を立ち上げまして避難所開設等もされまして、避難者の皆さんに対応も十分にさせていただいております。また、職員の皆さんにおかれましては、泊まりがけでそういう方向に対応していただいたということは、大変嬉しく思っております。この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。まだまだ、雨も、今日、明日降るようになっておりますけども、十分に注意をしながら対応していただければと思います。

さて、令和2年第1回長与町議会臨時会が開催されていますけども、緊急ということで大事な事案でございます。いつものように慎重審議でやってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。挨拶にかえさせていただきます。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして、町長の御挨拶をお願いします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。今、議長の方から御挨拶ありましたけども、この新型コロナウイルス感染症による町民の各種支援という形で今、大変、職員が一生懸命にやっております。本日は令和2年第1回長与町議会臨時会の議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。このコロナ禍の中での作業をしておりまして、今度は梅雨の大雨ということで線状降水帯というのが長崎県上に発生しまして、長与町にも大雨特別警報というものが出されるというようなことでもございました。こういう形で今、町としましても、コロナ、あるいはそういった大雨への対策という形

で職員と一緒にあって対応に当たってるということでもあります。そういう中での臨時会でございますけども、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

それではまず令和2年第1回臨時会についてを議題といたします。提出予定議案について町長より概要の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今回の臨時会では、長与北小学校校舎外壁改修工事に係ります契約の議案をお願いするものでございます。提案内容につきましては所管の部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

皆さんおはようございます。それでは、議案第58号長与北小学校校舎外壁改修工事請負契約の締結についての提出議案につきまして、御説明いたします。本議案は、長与北小学校校舎の外壁改修工事につきまして、7月6日に入札会を実施いたしました。その結果、松島建設工業株式会社が8,467万2,500円で落札をいたしております。本工事契約請負契約を締結するため、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

ただいま説明が終わりました議案第58号は、本会議即決にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって議案第58号は、本会議即決とすることに決定をいたしました。

続いて会期日程案につきまして説明をさせます。

富永議会事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

会期につきましては7月17日金曜日の1日間を予定しております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

お諮りします。

会期日程案についてはただいま事務局長からの説明がありましたとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって第1回臨時会の会期日程につきましては、以上のと

おり決定をいたしました。

執行部の方は御退席を願います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を開催いたします。

議長から発言の申し出がありましたので、許可します。

山口議長。

○議長（山口憲一郎議員）

それでは、長与町議会一般会計予算決算特別委員会設置の件について、申し述べさせていただきますと思います。

先週、7月8日木曜日、発議者を含む9名の議員発議により長与町議会一般会計予算決算特別委員会設置についての決議が提出をされました。本件につきましては、既に議会運営委員会で協議中の事項であり、研修なども予定しておりましたが、コロナ感染拡大の中で検討が遅れている状況にあります。議運の議題として結論が出ておりませんので、しっかりと論議を行い早急に結果を明確にしなければならないと考えております。このような状況の中で、議運で現在進めている事項について議員発議が出されたことは、こういう早く出てくるとは思っておりませんでした。驚いております。議運で協議中の事案について決定もされてない問題を、発議という方法で出されたことは、私個人的には正直、不本意な感覚を持っております。発議は議員の権利でありますから、提案があった以上は対応しなければなりません。議運で何とか調整してうまく軌道修正が図れないのか協議いただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（岩永政則委員）

議長の発言が終わりまして、浦川委員からの発言の申し出があつておりましたので、許可します。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

それでは本議案の提案に至った経緯について報告をさせていただきます。今回の発議につきましては、本来、議会運営委員会での発議による手続きが最良なものと思っております。本委員会において、主旨、理由等申し上げ、審議をいただいたところでしたが、全会一致を旨とするとの条件がありまして、中には、この件については、どこまでいっても反対をしますというような趣旨の意見もございました。そこで本委員会からの発議については、困難であるとの理解をし、委員会を通じた議案提案を断念したところでございます。そこで、ほかに何か良い方策はないかと考えまして、賛成者を募っての議員提案で発議が可能ではないかとの思いに至り、同僚議員に趣旨を説明し賛同いただき提案に至ったという経緯でございます。なお、今回の臨時会での提案につき

ましては、審査の方法が初めての取組によるものであることから、その運用について十分な議員間の協議に基づく周知及び調査、研究を経て、9月議会での予算決算の審査に臨むという趣旨で提案をさせていただきました。提案理由についてでございますけども、長与町議会委員会条例第2条に常任委員会の名称と、所管する事項が明確に示されております。現状では一般会計予算決算の審査については全て総務文教常任委員会に付託され、産業厚生常任委員会の所管する事項に示されたものまで審査を行っている状況でございます。今回そのことを是正し、それぞれの常任委員会に所属する各委員が所管する事項について、専門的知見をもって一般会計予算決算の審査に臨むべきと考え提案をしております。以上、報告させていただきます。

○委員長（岩永政則委員）

両名からの発言がございましたけども、浦川委員の方は報告をされたと思いますが、議長がもう一度協議ができればというような御提案の趣旨の説明でございましたけども、ここで暫時休憩をしたいというふうに思いますが、いいでしょうか。皆さんどうですか。それで休憩は取り消したいと思います。議事録に残りますのでね。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

今の議長の提案は議長諮問ということで私は理解してるんですけども、議長諮問というのは、必ずこの議会運営委員会で検討しなければならないんですね。したがってこの議長諮問について、それぞれの意見を聞くべきであろうと思うんですよ。そして、今、議長が提案されたのが審議を続けてくださいということなんですよ。これまでの経緯からすると、私の記憶では11月と1月しかやってないんですよ。それも突っ込んだ議論をしてないんですよ。それから、視察に行こうということで、それは全会一致で決めたわけですよ。したがって、やはり、今議長が言われるように審議を尽くすのが我々議会人としての役割ではないでしょうか。議会はやっぱり言論の府であります。合意形成を、それぞれ意見が違うわけですね、議員はそれぞれ。今回の件についてもそうでしょうけども、それぞれ議員は違うわけですよ、意見はね。それを合意形成で努力をして審議を重ねるべきだと思うわけですよ。それはどの事案でも同じことなんですよ。反対賛成はありますよ。審議を尽くす。そのために、これまで自由討議という制度も設けてきたわけですよ。議員間の討議をね。議論を深めるために。そういった制度も今まで私が議長のとくに導入してきたわけですよ。やはりこういう審議を尽くしていかないと、本当にこの議会運営委員会のルールを無視したやり方は、やっぱりこれはだめですよ。はっきり言って。目的のためには手段選ばずという方法は、もう少し考えられた方が良く思いますよ。まず、議長が言われるように合意形成を目指して審議をしてやるべきだと思います。内容についても我々深くこれ議論してるわけではありません。今、副委員長が言われてましたけども。だから、そこを委員長、副委員長はやっぱり、合意形成に基づいて努力すべきじゃないでしょうか。したがって私は、議長の提案に賛成です。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員の発言が終わりました。ほかに。議長に対する質疑、御意見、ありませんか。河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私も議運の中で予算決算の委員会のあり方をずっと投げかけてきた方でありまして。今回、議員発議で提案をしたいというふうな思いと、それに賛同した1人でもありますけども、1つは、やっぱりこのタイミングの問題といたしますかね。いつまで議論をしていくのかという部分。議論が終結しないまま、またこの任期を終了して、また次の課題になるのかという部分もありますし、2年で委員会を交代するわけですから、前期の中で、私は1回この特別委員会審査の委員会の体制というのを私も作った方が良いというふうな思いでいました。それによって今後の委員会の体制の課題だとかかっているのもまた見えてくるというところもあるんですね。そういう意味では、今回の議員発議っていうのは、その辺についても賛同したいというふうに思います。ただ、今内村委員が言われた、十分議論が尽くされてないというところですね。残念ながら、私の主観ですけども、この議運の中では先程浦川委員から言われた合意形成というのができないんじゃないかというふうな部分があります。確かにこれ議長が諮問した結果が出てないという形なんですけども、私は、これがどっちが先かという部分があるかもしれませんが、仮にこの予算決算委員会の審査をする体制ができた以後も、私は議運として今後の委員会のあり方だとか、他自治体の委員会の進め方とかかかっているのを十分審査をする必要性があると思うんですよ。まずは委員会を作ってみて、どういう形になるのかと。初めてのことでですからですね。そういう部分でも、今回の提案で一度、この委員会の経験をしてみて、不備なところ、議論の中でちょっと出たんですけども、うまくいかなかったら、また通常、今までの委員会体制でやってもいいんじゃないかという意見もありましたし、そういう意味では、今回こういう形で出すというのが、私も議員発議がやむを得ないという部分もあります。ですから、今後、内村議員が先程議論を尽くすべきじゃないかと、議論をして、合意形成ができるものなのかですね。そこが知りたいところです。合意形成ができると、いろんな思いもありながらも、そういう形成ができるというふうな形であるならばですね。議論をしていく必要があるかもしれませんが、今のところその合意形成ができないんじゃないかなというふうに思いますんで、発議の形が採られたというふうに思いますんで、そこには賛同していきたいというふうに思います。一応思いとしてはそういう状況です。議長としてはこの発議をどう取り扱うかということで議運で判断してほしいというふうな形なのか、そこら辺が議長の発言の中で十分理解ができなかったんで、その辺の思いも、お答えしていただければというふうに思いますけど。

○委員長（岩永政則委員）

議長。

○議長（山口憲一郎議員）

今、河野議員のおっしゃるように、この発議というのは、法的にはもう決まっておりますので、出されれば、せざるを得ないのかなという考えもありますけども、その前にまだ、議運でまだするかしないのかという、はっきりしてなかったものですね、その辺はやっぱりはっきり皆さんで、今日が良いチャンスでしたので、その辺を十分にお話できて、皆さんの意見をそれぞれ聞いてですね。河野委員が言うように、例えば反対されていた人がですね、反対されているけどそういうふうに、正直言えば9人ですので、数的にはもう成立する可能性もあるわけがございますけども、そういった意味で前向きな方向性があればそれが一番理想なのかなという思いもあります。そういった意味で、今日は皆さんにせっきやくの機会ですので、十分に論議を尽くした上で、どっちにするかという対応にさせていただければという思いで今日は発言させていただきました。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員、質問はいいですかね。ほかに御意見ございませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

私も初めてのケースなんですね。発議が出るかどうかはまだ私も分かりませんが、議長の方には一応そういう手続きを踏んで。だから、法律的には議長が言われるように出すのは構わないし、可決されるのは可決されるでしょう。ただ今までの中に全く例が無いんですね。今は時系列的にいうと、もう絶対反対だから可能性が無いとかいうお話が出ただけ。確かこれは6月の中旬ぐらいに浦川委員から投げかけられた提案だと思うんですよ。そしてそれを同じ6月にテーマとして上げようということで始まったことなんですね、これは。しかしその中で、先程浦川委員が言ったように中身がなかなか話ができなかったというのは、前の期から課題になっていた申し合わせであるとか基準であるとか規則、これを先に解決すべきだという中で、この話が少し置き去りにされたのは事実です。先程内村委員から11月にちょっと話をしたなという話も、私も覚えてます。そこで2回ぐらいあったのかなと思うんですね。そのときには両方で1時間半ぐらい話をしたと思うんですけども、その中で反対賛成という意見が出たということも覚えてます。それで私は個人的には今までの経緯、私が一番議員長いですから、今まで何回か特別委員会、予算決算の委員会を作ろうと。ほとんど河野委員の方から出てきたと思ってたんですけどね。この審査はずっとやってきて、先人の皆さんは少しまだ時期尚早で、委員会付託として責任持って解決をしていただけるから、そこまでやらなくていいんじゃないかという中で、これが没にした経緯があるんですね。それと同時に、5期以上の方は御存知だろうけど、連合審査というのもやったんです。しかしこれも不評で1回で終わりました。私はだから止めろということじゃなくて、また新しい組み合わせの中で、せっきやく浦川委員がそれを提起したわけですから、議会運営委員会でテーマとして上げると決まったもんですから、私は今だにね、やっていいんじゃないかなと。私は立場的には、内容については反対でも賛成でない。まだ決めかねてます。それで、

4月に島原に研修に行ってメリットデメリットを勉強しようという中で現在進んでるんじゃないかなど。それとあと、全然話し合いがあってないというのは、これは今コロナがあってるんですよね。コロナ禍で何でも事業が遅れてる。仕事が全部遅れてる。先にやらなくちゃいけない問題がたくさんあるんですよ。この間もね、1つの大きな災害に対する問題とかコロナに対する問題とか逆に先にしなくてはいかんという話になって皆さん、この間、作ったばかりですよね。そういう状況で、まだそこに踏み込めない状況がある。会議というのは、反対賛成というのはもちろんつきものなんですね。そして最後に結論を出す。まだ結論も出てない。その審査もしていない。そして今出されようとしているものがどういう形になるのか、僕はよく分からないけど、浦川委員が一回資料として委員会に配ったのは覚えてますけども、小委員会を作ったかという部分であったんだけどね。あとその後私たちもお互いに勉強をし合って、各自治体にどういう関係があってるのかと、私なりに幾らか調べてるんですよね。それで、これよりもっと良い方法があるなというの、私は1つ案があります。しかしながら、こういう形が出るということは、議会運営の、議会委員会とは何なのかということになると、議事運営に関する話を話し合う会なんですね。その中で、もしほかの人が出しても、ちょっと待ってくれ。今議会運営でこれを話してるんだから、もうちょっと結論が出るまで待ってもらえないだろうか。そして結論が出たあと、どうしても承服できないのだったら議案として出されませんか。これが筋なんですね。お話を聞くと今、河野委員も自分でサインをされてるとか、浦川委員が発起人になられてるという話もちょっと今聞いたんですけど、議会運営委員会でやってることを議会運営委員会の人たちが上げると。ちょっと考えにくいんですね、私としてはね。多分議長も、来られたときに驚かれたと思うんですよ。こういう例は多分日本には無いと思う。私もちょっとそういう情報が入ったもんですから調べてみたけど、要は議会運営でやってるときに、そういう発議として出るケースは今までありませんよ。これ私は幾つかしか調べてませんけどね。そういう話でした。だから、それと同時に、今何名か知りませんが出される方の以外の方に、これは15名に関わるから、果たしてお話をして、皆さんに理解を得てるのかということになると多分、私の仲の良い同僚議員に聞きましたら初めて聞きましたというので、昨日、一昨日たまたま会ったもんだから3分ぐらいだったけど話して、聞いたことないと。そういうことなんですね。それで議会運営が果たしてうまくいくのか。それと、基本的には、この議会運営委員会がどうなるのかと、今後の運営がね。要は結局、良いと思って頑張って上程されて、しかしそしたら今度は議会運営の役割というのが果たしてどこにあるのかですね。私は議長諮問もしくは皆さんの意見の中から議会運営に議事を持ち掛けられてそれを吟味して、それを全協に諮って、そして理解をいただいて整理するものと、そういうルールを私は守っていきたくて。ですから、議長に浦川委員が出されたということについてはね、ちょっと私は待っていただければいいかなど。内容に反対は決して私はしない。まだ審査をしてるから反対も賛成でもない。だから、

今後の議会運営を考えると、極端に言えば自分の意見が通らなかつたら、ほかの人、同調者を出して、そこで可決してしまえば良いと。そしたら議会運営要らないということですよ。何も必要無い。だからそういうバランスが逆に崩れるんです。先程、時期の問題、タイミングの問題とおっしゃってるけど、今、コロナで一般質問ですらなかなか私も前回出そうと思ったけど出さない、皆自粛してるじゃないですか。移動ができない。3密がということで、会議も進まないんですよ。ですからそれを少し我慢していただいて、なるべく皆さん一致したような形で話をまとめていくということで、良かったら待っていただければなど、そういうふうに私は思います。ちょっと長くなりましたけど。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに御意見ございませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

私はこの予算決算特別委員会、審議の方法としてやること自体を反対しているというつもりは全くないんですけれども、議運の議題に上がっているというところで、自分が議運のメンバーとしてそれに賛同していいのかなというところをちょっと悩みまして、実際のところは賛同するというの署名をしております。ですから、反対者の方がおられるということで発委は無理なんじゃないかということの趣旨で、するならば早くやったほうが良いということも分からないこともないんですけれども、まだ全然審議をしていない状況であること。それから、1つの議案で多岐に、2つ以上に渡っているものについては全員で審議した方が良いんじゃないか、確かにほかの議会でやっている方法としてもあるので、やってみないことには分からないというところもありますから、私はそれそのものに対して反対をしているわけではないんですけれども、まだ今現在コロナ対策が十分にできないということと、相手方があるということで視察をやめてる状況にある。まだほかに議運の議題がたくさん山積しているの、まだ審議にも入っていない。視察に行くということで少し話にはなったと思うんですけれども、そういった意味では、私は、今すぐやらなければならぬのかなという思いがありまして、今回この件については賛同者になれなかったというところでございます。また、2つに分ければ日程等が短くなるんじゃないかということも、やってみないことには分からないことなんですけれども、産業厚生の場合は特会を多数抱えております。そういったところで日数だけ、審議時間だけ見れば、大丈夫じゃないのかということもあろうかと思うんですけれども、実際そうなると特会の仕分けとか委員会の構成とか、そういったことも含めて考えなければならぬと思いますし、先程、竹中議員も言われましたけれども、日数が全体的に減るんじゃないかというのはそうかもしれないんですが、コロナ禍で長崎も少しずつ増えております。この夏を越えればどうか分からないとずっと危惧しておりましたので、そういったところで今正常な議会運営がなされてないところで、議会のルールを決める議会運営委員会でもう少し審議をした方がいいのかと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにはないですかね。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程、河野委員の方からは「絶対反対」って言葉が出ましたけども、やはり私も一議員ですから、皆さんの意見を聞いて、いろいろこの賛成反対、これは聞く耳を持っているつもりでございます。これは私も今までずっとやってきたことでございますから、やはり議会運営委員会というのは今まで全会一致を旨にしてきたわけです。これは今の山口議長も前の議会運営委員長をされとったし、私もこれまでずっと議長として、この議会運営委員会を見てきたつもりです。議会運営委員会は委員会の役割もあるんですけども、議長の諮問委員会でもあるわけです。だからやはり、議長が先程言われたように再開をしていただくというのが一番ベストな選択ではなかろうかと思えます。議論を尽くしましょう、とにかく。この議論なくしてはですね、やっぱり言論の府ですから、それをやめたら自殺行為になりますよ。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今回の提案についてはあくまでも議員の発議ということで、現状の議会運営委員会でのこの協議についてやめてくださいということをやるとるわけじゃないんですよ。議会運営委員会の協議についてはこの件についてずっと、例えば途中議決が入って、可決がされれば特別委員会が設置されるわけですけど、設置されたあとの運営とか、そういったものについてはまた議会運営委員会で協議をしていいわけですから、そこを、一議員が発議したもので、議会運営委員会の議論までやめてくださいというものでは決してありませんので、そこは理解をしていただきたいと思います。それと先程もう少し待った方がいいんじゃないかとか、研修もまだ行ってないというようなことを言われておるんですが、お手元にはないんですけども、この設置の期間を来年の3月議会の末日までということで提案をさせていただいてるんですが、その時点で、今後どうするか、翌年度常任委員会の委員の改選がありますので、だからそれに合わせて今後どうするか。やってきた結果をもって、そこで検証していただいて、今までどおりのまた元の総務文教常任委員会での審査に戻すとか、いやこっちが良かったんで特別委員会で審査をしていこうとか、そういう意見を皆さんが考えられた中で新たな改選に臨むべきじゃないかなと思っとるんですね。だからこの半年ぐらいの期間なんですけども、やってみてどうかというのが私は究極の研修になるんじゃないかなというふうな感じもしておるんですね。そういうことで、ここでどれくらい待って、伸ばしたらいいのかですね。そこら辺、もし答えていただけるなら。まだ早いんじゃないかというような意見もありましたけど。年度明けの改選を念頭にいろいろスケジュールを考えましたんですから。もし、話してい

ただければお願いします。

○委員（浦川圭一委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今の浦川委員のも一理あると思いますよね。ただ、やっぱりその運営に関することは議会運営でやるという1つのルールがあるんですね。だからもちろんその特別委員会を作ってやる方法もあるんですよ、しかしながら、要はこの議会運営委員会の仕事というのは、議事運営に対することはここで一応決定するという1つのルールがあるんですね。私もおかげさまでいろんな所に勉強に行ったんですよ。そして、特別委員会を作ってる所、作っていない所。議長とか、いろんな人とお話をして、そしてメリット、デメリットというのがありました。勉強になりました。それでやはり、この委員会の体質、これをやっぱり重視しなくちゃいけないと思うんです。そして特別委員会を作るからには、もう2つの小委員会にということ以案までつくられてるような感じもするんですけど、その前にね、もっとその方法が研修に行くことによって出てくると思う。これを議会運営委員会でまとめるべきだと思う。そして皆さんに提示してそして試していくというのが僕は順番だと思うんですね。だから時期をいつにするのかというのは、明日かあさってかとかとそういうことではないんですよ。今、状況は一番浦川さんが分かってるでしょ。昨日も長崎で4名コロナが出てるんですよ。浦川さんも一般質問を自粛されたですよ、この間。僕も1年に2回するのをやめました。私は仲間たちに30分ぐらいに抑えてくれと、そういう話までさせていただいた。ですから、この時期というのがいつまでかとかいうことじゃないんです。やはりそれは賛成反対があって皆さんの意思統一をした中で、やっと解決するということであって、これはもう8月までにせろとか、もちろん委員会構成はあると思うんですね。コロナ禍に審査をしなくちゃいけない。今基本的に私が覚えているのは、総務委員会の建設部門を業厚の方に流したらどうかという意見が出た。しかし産業厚生委員会全体の意見も聞かなくてはいけないということですね。だから、そういうのを皆さん調査をして、そして一つのものを作り上げていった中で特別委員会を作ると。私は順番はそっちだと思う。期日を言われても、これありきで、無し有りの中で話をするというのは会議じゃないと思う。結局皆さん確かに初め意見の中で絶対反対という方もおられた、賛成の方もおられたでしょう。しかし今話を聞くと、聞く耳を持たないとかそういうことではなくて、ちゃんと審査をしようじゃないかという話。それと僕はもう1つ、1番接点が見出せたのはね、私が発案したんだけど、研修に行きましょうと。メリット、デメリットがあるだろうから行きましょうと全会一致で決まったじゃないですか。これ絶対反対したら行く必要無いってことになるじゃない。だから、皆さんが話し合うテーブルというのやっぱり公平に作って意見を出し合って、がんがん出し合って喧嘩してでも出し合ってね、そして最終的に決まるということだと私は思うんです。1回やってみていいじゃないかということではなくて、やるそのもの

についてもね。私は基本的に皆さんのやろうとする同意はとれてない。少なくとも9名はとられてると思うんですけどね。あとの結局6名もおられる。そしたら、やはり合法的に議会運営委員会で話し合いをして、その案を全協に持って行って皆さんに理解をいただく。これが民主主義だと思うんです。議会のルールだと思います。その辺でいいですか。何かほかにあったらどうぞ。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

実際私の中でも1年以上ぐらいこの話は引っ張っておるのかなあというような印象があるものですから、そこまで1つのことで結論が出ないのかなあというような思いもあってですね。そういう、本来議運で発委でやっていただきたかったものを、議員の発議でやらないと仕方がないのかなあという思いで始めたというところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

ですからね、今おっしゃることはよく分かるんですよ。僕も議事録をずっと拾って見たんですよ。確かにね、さっき言ったように6月に浦川委員が出してる。それでも結局11月までは少なくとも、この話題出てないんですね。というのはもうこの申し合わせ、基準・規則をね。前回の積み残し、これ膨大な量がありました。今日もあとからまだやるわけですけど、それをやっぱり委員会として、委員長が先行させておるわけだから、私たちはそれを協力しながら、それはやっていってるわけです。だから、これがある程度目処がついたですよ、11月に。そして11月に話がでた。そしたらまた今度は今日出たような文言の違いが出てきた。それと同時に、災害対策の分が、6月の災害とそれからコロナに対する災害要綱を作ろうということで前回しましたね。だからこう見ていくと別にそれをないがしろにしてるんじゃないで、その前にやらんといかんのがやっぱり出てきてるわけですね。だから、それは歯がゆい思いをするかもしれないけど、確かに1時間半ぐらいしかしてないですよ、昨年した中でね。時間を拾って見たけど。確かにそれ分かるんだけど、それはやっぱりルールに基づいていかざるを得ないんじゃないかなと思うんです。優先順位がどうなのかと言うたら失礼に当たるけど、委員会としては先に申し合わせ、規則を先に片付けてしまおうということから今やっとするわけですからね。その辺はちょっと理解していただいて、良かったらね。何回も申し上げるんだけど、今回の分はちょっと取り下げとっていただいて、そして、結論ありきと、皆さんの御理解をいただくような努力をして、そして、もうちょっと時間を置いて出してもらった方が僕は良いと思うんです。そういうことで申し訳ないけど。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今、時間を置いて出していただいた方が良いということ saying いただいたんですが、これは7月3日だったと思うんですが、賛成をいただく方たちに寄っていただいて、どうしましょうかと挙手をいただきながら、7月臨時会上げた方が良いだろうというところで、賛成者の方を募って上げさせていただいたわけですね。だからここで私に待つと言われても私はどうすることすることもできません。だから、そこはできないんですけども。それと、ちょっと事務局にお聞きをしたいんですが、どうなんですかね。議運の委員でありながら議会の議員としての権利が行使できないとかってことはあり得るんですかね。そこをちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

事務局長。

○議会議務局長（富永正彦君）

原則と言いますか、付き詰めればですね。法的にはできないことはないという法建てになっておりますので、できないことはないというふうには考えます。しかし今まで御意見がありましたように、議運で協議すべき内容について、私自身も議運での協議は煮詰まったとは考えておりませんし、まだ協議は足りないというふうに認識をしておりますので、基本的には一旦は議運で議論を尽くすべき、尽くした結果になるんじゃないかなということ考えているところです。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

事務局の少し補足をするんですけど、法的な根拠は全くありません。それはですね、出されるのは結構ですし、発議を出すのも自由です。これを抑えることできません。ただ、今の状況でそしたら結局、議会運営委員会の委員会というのは、もう委員長も大変今度から、お困りになる部分が出てくるんじゃないかと。そういう例が無いもんですからね。ですから、良かったら3日に1回お集まりになったと言うから、こういうこと私が言うのもあれだけど、もう1回集まっていただいて、議会運営委員会の意見はこういう意見も出ましたよと。そういうお話をしながら、結局やりたいという方ばかりでしょうけど、やっぱり僕は説得じゃなくて、お話をされて、そして、なるべく議会運営委員会を尊重してくださいという言い方をさせていただければね、私はそれが良いと思う。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにいいですかね。ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

基本条例を私たちは作ったわけですね。その中でやはり今現状の議会を、良い悪いかは別にして改革しようと。議会改革をしていこうというのがまず大前提に多分あると

思うんですよね。この基本条例中で。やっぱり今のこの、停滞してるわけではないと思うんですけども、今の状況からさらにもう一步、良いようにしていこうじゃないかというふうな努力をやっぱりしていかなばいかなところだと思うんですよ。それは何のためにするかというたら、しいては町と町民のために、議員がそういう活動をどんどん提案して、良い方向にしていこうというふうに思うわけですよね。今回提案されてるものが果たして良い方向になるかどうかというのは、また、やってみて分かることだと思うんですけども、例えばもう失敗してなんやって、おまえたちはっていうふうになるかもしれませんが、結局そこで失敗してみないと、次の新たな良い方法っていうが出てこないと思うんですよ。議会改革を進めようという議論ですから、現状の議運の中で進まないというジレンマがちょっとあったんですけども、議会改革を進めていこうという方向に足並みが揃えば良いんですけども、そこがどうしても揃ってなかったような感じを受けたというところがあるんで、今回の議員発議になったというふうに思いますんで、そこがやっぱり原点になると思うんですよね。だから何とかこういう状況ならば、議運としても出そうじゃないかというふうな形になっていただければ、1番ベストかなと。とりあえず待つてというんじゃないかってやってみようかという方向に変わってただけとかなってというふうな感じがちょっと受けるんですけども、そういう思いです。

○委員長（岩永政則委員）

議会改革という言葉を使った、なかなか上手に使ってるなと思うんだけどね。これでだめだったからとか、そういうことじゃなくて、やはりベストのものを議会運営委員会で作り上げていって、そして特別委員会に持っていくと。やってみてだめやったとか、そういうことではないと僕は思う。議会運営委員会の役割というのは何なのか、ということなんです。だから、確かに議会改革という名前は非常に素晴らしいことだけど、それをするために、議会運営委員会がいまやってる。「停滞してる」と言う言葉だけど、コロナの中で日本全国世界各国が全部停滞してる。だから、今緊急にやらないといけないことは、ちょっと言葉違うけれど、本当を言えばコロナ対策についての会議なんです。しかし、それはもう、テーマとして挙げてみんな頑張ってるそれは慎重に審査をして、果たしてね、私はさっき言ったけどいろんな行政体で一応調べてるんだけどね、方法が幾つもあるんですよ。それを1つずつ出し合って、これは良い、あれは良いってそれで試すんだったら良いけど、今出てるのは1つの案でしょう。だから僕は作ったとして、するときも、やっぱりある程度完成品を作って、そしてあとだめだった分は幾つか修正をして、作ってみてやってみてだめやったとか、そういうことじゃないと思う、議会だから。やっぱりそれだけの精査をしてそのために議会運営委員会もあるし。また、出すんであればやっぱり皆さんのお話を聞きながら。これがね、1つの単体の特別委員会で9名だけの特別委員会だったら構いませんよ。しかし15名が絡むことだから。やはり15名のある程度総意をもってやらないと、中が非常に混乱すると思うんです。9人おったけんがもうこれで決まりぞと。おまえこれでせろよと。こういう話ではないと思うん

ですよね。だから議長が投げかけてくれたのも、やっぱり議長が9名の方に非常に配慮しながら、私だったらこれ違いますよと。これは議運で今やっていますので申しわけないけど受理出てきません。私はそういうように申し上げる。作る作らないは別としてね。さっきから言ってるけど、議事録見れば分かるように私は反対も賛成もしてない。議運だからそういう部分での、やっぱり話し合いをした進め方を、やっぱり、そうしないと議運の意味が無い。だからそういうことを少し考えていただいて、良かったら何回も申し上げるように、皆さん集まっていたいて、そしてもう1回、こういうことが議運であったと。我々はこう進めたいということだったけど、議運ではこういう話になったんですよという話をしていただいて、そして、いやということになれば、それはもう、自分たちの法的な形でやられる。それについてやめるとか、やめるなどか、そういうことは私たちは言いません。言う権利も無い。そういうことですが、極力そういうふうな努力をお願いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程河野議員から議会改革の件が出ましたけども、今回、いろいろ議論するのは一番良い案を模索することが一番良いわけですよね。これまではまたデメリットメリットの計算もしてないし。そこまで突っ込んだ議論をしてないわけですよね。だから、できるだけ良い案を、皆さんで詰めて、完全とまではいかないけども、そういう努力が必要ではないかなと思います。合意形成が一番大事だと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

11時35分まで休憩をします。

（休憩 11時12分～11時38分）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を再開をします。いろいろ今まで時間をとって、それぞれの委員の皆さん方の意見を聞いてまいりましたが、一切私はコメントしなかったわけです。それぞれ過去の委員会での状況等も踏まえながら考えますと若干、発言の経過も結果も、発言の内容も若干変わって、みんなで協議をしていこうというような方向に、私は全員なったんじゃないかなと。ようやくそういう感じがするわけです。これが、もっと早くから合意形成がなされておれば、これには至らなかったんじゃないかなというふうに私も思うんですが、発言があつておりましたように、視察もできませんでしたね、コロナ関係で。そういうことで中止をしてきた経過があつて、話し合う機会が少なかったと。一方の方で鍵をかけて、そういうことに力を注いできたもんですから、若干疎遠になつたという結果もあります。したがって、私の方から提案をさせていただいて、皆さん方の今お話を聞いて、時間もいつまでもなりませんので。1つは議会運営委員会でもう少し議論を進めるということで、まず1つ合意をいただきたいと思うんです。か

といって、2番目には、あまりそれが1年も2年もということにはなり得ないわけで、発議も7月に向けて提案がなされているという現実を踏まえながら、一定の目処をつけながら、意識的に議運としても議論を進めていくというのが2つ目です。そういうことで、今の発議でなされておるものについては、議運を先行させるという前提で議長預かりにさせていただいて、議論を先行させていくということで合意がまず得られれば良いのかなという感じもするんですけども、皆さん、御意見どうでしょうか。

○委員（浦川圭一委員）

1点確認をさせていただきたいんですけども、議論を始めるというのはいつ。私共は先程から申しますように、9月の議会からの決算からということで想定をして、途中に入る補正予算と翌年度の当初予算までということで想定をしておるんですが、議論に入るということは、今回議案に上げないにしても議論だけは先行して、残された7月8月の中で議論をするという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

できれば9月に向けて議論をというふうに思うんですが、期限を切って議論をしていくと行き詰まる点があったときに困るわけですね。できれば、私が今言った議論を早々に始めるという前提は、1つは、7月17日に臨時会が開催をされますね。この後全協でも開いていただいてその場に今日の状況を説明して、全員に知らしめまして、今全然議運以外には知らしめてないわけですね。それと発議の9名以外は知ってないということですから、やっぱり全員がまずは知ることですよね。そういう方向の動きがあるということを知っていただくということで、できれば7月17日に全協を開いて、早速そういう動きを見せて、またしていくということの前提をちょっと念頭においての発言でございましたけどもね。どうですか。皆さん。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今全協を開いてということでおっしゃられたんですが、あくまでも議運の結論を出すべきじゃないかということにこだわられておるわけでしょ、皆さん。だから議運で何らかの結論を出して、出すべきじゃないのかということをおっしゃるわけでしょうから、違うんですかね。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今、委員長が言ったのはいくつか理解できるんだけど、要は私たちが今審査をやっているということを皆さんに知らしめるという中での全協。だから今まで途中で全協を開いたことは、決めるにあたり全協を何回か開いたという例はあるんですよ。だから、結論を出して全協で理解を得ないと、今、話をしている中で皆さんの意見はどうですかということ聞きながら、また議運で話し合うと。だからその中で参考に、皆さんの意見を聞

くという意味での全協を開くということだろうと僕はそういうふうに解釈している。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

確認ですけど、何度も言うようですけど、9月議案に最悪また同じような発議というかたちで提案できる。委員会からもうどうして発委ができなかったという場合には、発議ができるというぐらいの、そういうスケジュールで組めるんですかね。実際に9月委員会からの運営ができれば、決算予算でできるかなと思つとるもんですから、議運の委員皆さんが協力して、その間に結論を出すために協議をしようということで賛同いただければ、9月議会前に協議を済ませて9月議会どうするかということで臨めると思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

御意見ございませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

だからその前提ありきの会議というのは会議じゃない。僕はさっき言ったようにいろんな自治体の参考になるものはたくさんある、はっきり言って。これは結局この1か月2か月でやれる問題じゃないです。だって、よその特別委員会を作るときも非常に難産して、いろんなものを参考にしながら否決されたり可決されたりしながらやって今できるところが結構多いんですね。その中で、さっき言ったように分割付託方式とか、そういう部分を結局取り入れてうまく今やってる。しかしこのデメリットというのは、議会事務局とそれから理事者が大変ですよという話だった。だから、そういう話し合いをいろんなことを聞くっていうことを、やっぱりしなくちゃいけないから、そんなにね、特にまだ昨日4人出て7人になったからね。僕はまた今の情勢変わると思うですよ。だからこれだけ結局9月までにせろと。僕は時期を基本的に考えてのは、もしやるとすれば、大体来年の3月の当初予算からやっていけば良いんじゃないかなと。するとすればよね。僕はそういう感覚でおる。9月、12月と結局今言われたけど、これで試しにということじゃなくてやっぱりそれだけ精査して行って、そして、やるんであれば来年の当初、委員会構成が変わってからで良いのではないかなという気持ちもあるんですよ。だから余り急ぐと結局話が煮詰まらない。本当にその感情論で結果論だけになってしまうからね。やっぱりそこを話し合うのが議運の役割とぼくは思う。だから、さっき委員長が言った全協開いてそこ意見聴取をすると。そして、こういう話があつてるんですよということで、9人の方は9人の方でまた賛成の意見をずっと話をしていただいて。反対の方は反対の方で聞いて。そしてしていくから、そんなにすぐにはできない。そんなにね9月とか何とかにはできない。僕はそんな思う。できれば良いことだろうけど。やっぱり反対賛成というのは当然出てくるわけですから。それと、また委員会の産業厚生

の中での役割分担で増えるわけですから、産業厚生の方の皆さんの意見もやっぱり当然聞くべきだと思う。だから、期限ありき、それありきで話をするのは僕は良くないと思う。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今、竹中委員からそういう意見が出ましたけれども、私は一定やっぱり努力をすべきかなと思います。今回発議が提案されると、今の状況ですと9人の方が賛同しているという意味では、発議という形になれば議案は通る形になるわけですから、今、議論するのはそういう形じゃなくて、やっぱりこの議運の中で合意して委員会を作ろうという形になってると思うんですよ。そうしないと、そのできるかどうか分からんよというふうな話をしていると、動きは発議の方に動くと思うんですよ、恐らく。だからやっぱりそういうものが前提にあるということで、委員会の体制をどうやって作るかという議論に入らないと、またあやふやになるといづれ発議という形に出てくると思いますんで、私は最悪9月の定例議会までにやっぱり努力してそういう体制をどうやって作っていくかという議論をしていくべきかなと。ちょっと意見が分かれますけどね。そういうふうに慌てて作ってもって御意見もあるかもしれませんが、今回発議に賛成しようと思った方々はそういう議論をしてもいいんじゃないかという思いを持ってるので、それに向けて議運が努力するという形をとらざるを得ないのかなと思います。

○委員長（岩永正則委員）

いろいろ、先程の休憩前の意見と今のまた数名の意見もありますけれども、先程提案をいたしましたように議運として発委ができるような、そういう方向に向かって、特別委員会の設置に向かって努力をしていくということが1つです。努力をしましょうやと。これでだめと言われれば、やっぱり発議の人たちはもうそっちに動いていくわけですのでね。だから努力をしましょうという確認をひとつしていただきたいというふうに思うんですよ。提案を申し上げました。それで、やっぱりいつそれでは動くのかと、方向をですね。ちょうどその7月17日に臨時議会があるので、そのときに、こういう動きを、今日のような状況を簡単にですね、特別委員会の設置の発議もあつておると。委員会としてはまだ協議中だから、今言ったような前に向けて発委に向けて努力をしていくんですよということで、そういう状況を周知すると、賛成意見とは別ですね、周知をまずしておく、全員が知っておくということをですね、その場面を作ったらどうかと、作りましょうやというのが2つ目ですね。それと3つ目には今9名で出しておられる皆さん方には、早々にその会が開かれるというふうに思うんです。状況報告をしてですね。またしなければいけないと思います。そういうことで、一応議長預かりにしておたらどうかということで、発議の皆さん方の了解も頂くということで、先程副委員長から出ました9月で発議ができるということの担保ということは、それはもう、法的にできるわけですので、これはもうこっちに置いとかなとですね。9月にやろうと。留保されたん

だからですね。議運の方がなかなか進まないという状況になれば、発議はできるわけですのでね。その辺りは十分担保できるという感じを私持っております。主に二つの提案ですね。いかがでしょうか。いいでしょうか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

御心配のコロナですね。確かに十分注意をしていかないといけないと思うんですけども、いずれにしても出される議案の審査はせんばいかんわけですよ。それはもう本当に工夫してせんばいかんと思います。そういうのもやっぱり議運の中でも十分議論して、感染予防対策を十分やって9月議会に提案する決算は各委員がそれぞれ審査をしないといけないわけですから、ただその体制が、審査方法が変わるだけですから、そこは結果からいうとあまりコロナの影響があるからという理由にはならないと思うわけですね。

○委員長（岩永政則委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

ここで結論とかね、そういうものじゃないと思う。今日は議長から投げられて話をしてくださいということで。あとは議長が決められることだから。今の話で理解できなかったら発議を出されるでしょうし、それはもう私たちが止めることはできない。しかしながら私が心配してるのは、よそに前例も無いし、議会運営委員会でやってることが基本的に議会運営の仕事、役割を、要は結局それを剥奪するわけだから。そしたら議会運営委員会のあり方というのが今からずっと変わってくる。私はそう思います。だからそういう部分では皆さんにお話をして、皆さんに極力そういう変わった形の発議というのは少しルールから外れるんじゃないかなと私はそういうふうに思ってるからね。ここで結局出したらいけないとか、出すなとか、そういう話じゃないわけですね。議会運営委員会で決めるのは基本的に上程議案として日程に入れるか入れないかと。そういう形の話しか我々はないわけですから。そして、このことについては今出てる事案というのを我々粛々と会議をしてる最中だから。だから議長が困っておられたから、それぞれの意見を出したから、あとは議長がどう判断されるか。それだけのことです。

○委員長（岩永政則委員）

ちょっと整理しますと、発議がなされて議長もちょっと困ったということから、今日の発言を求めて、皆さん方にもう少し議運で議論をして欲しいと。その方が良いんじゃないかという自分が判断をしますのでね、議論してもらえんでしょうかというのが発言の趣旨なんですね。だから、それを受けて、今、最終的に皆さん方の意見を聞く中で、今、私が確認をするために議論も何もせずに、議長がそう言うけどもしませんよということじゃなくてね、議論は前に向けて、それはもう当然提案をして議論中ですからね、前に向かって、それも発議がもう既に出されておることも念頭に置きながらも、議長の意を汲んで、議論を前向きに検討していきましようというのが1つ、議長がそう言われ

てね、お願いがあったわけですからそうしましょうと。これは当然しないといけないわけです。それが1つと、その姿も必要でありますので、当面、7月17日に臨時会もあるからですね、その機会に全員協議会をして、若干の時間をいただいて、今日のような、先程言ったような報告を簡単にして、皆さんに周知徹底をまず諮ろつとくということはいかがでしょうかという、そういう私からの提案なんですね。もしこれが確認をいただければ、確認して、そしてあとの議案の取り扱い等については、それは今、竹中委員が言われる、議長の判断とか、いろいろありますよね。それはこっちに置いてですね。2つだけの確認をまずさせていただければというに思うんですが、どうでしょうか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

臨時会後に全協ということであればもう上げないという前提ですよ。ということは、出された発議、これの扱いはどうなるんですかね。どなるんですか、これは。そこをちょっと教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員の質問、事務局にですか。議長にですかね。議長に説明ですから事務局。どなるんでしょうかという質問について。

事務局長。

○議会議務局長（富永正彦君）

発議の文書が議長に提出をされた状態で、今議長の手元にある状態ということになっております。通常問題がなければ、普通、議会が開催されればそこで議案として上程をされるんですけども、今こういう状況でございますので、議長預かりっていう形で臨時会には上程をしないということも議長の権限として可能ではございます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（竹中悟委員）

問題がなければという発言もあったんですけども、問題があるならそれはもう採決に加わる人が決めることじゃないんですか。最終的に。議案で上げられたあとに。私はもうそこまでいくべきではないかと思うんですよ。そうせんとこの賛成を書いた方たちが、簡単に書いてるわけではないんですよ。自分で考えられて、こっちのやり方が良いなという思う人が書いとるんですよ。この人の意も組んでいただかんとですね。議長の権限でできるということであればですね。

○委員長（岩永政則委員）

議長。

○議長（山口憲一郎議員）

私の目的は最初に言ったとおりでございますけども、それに向かって皆さんが話をしていただき、それぞれ、皆さんが話のテーブルに乗ってもいいよという皆さんの言葉で

もありますので、議運長が一定まとめていただきますように、一旦浦川委員には議案を取り下げるとかじゃなかですよ、議長預かりにさせていただいて、話を進めていただければという思いでありますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

今回は議長の諮問ですから、議長が議会運営委員会の意見を聞いて、最終的には議長が決めるんです。そういう仕組みになってるわけですね。したがって先程岩永委員長が言われましたよね。進めるとね。それはOKです。それから全員協議会。これはもう必ずしないといかんわけですね。全員協議がなければ、今ここに委員長が出てますよね。それぞれの常任委員会。これは常任委員会の委員長はそれぞれ議会運営委員会の状況を説明することになってるんですよ。所属委員にね。そういうルールになってます。だから、今回たまたま全員協議会をもし開くんでしたら、それはそれで全員協議会を開いて、報告する。それは別に私は一向に構いませんけども。するかしないかというのは、これは議長がそのところも含めてされるでしょうから。私はいずれでも構いません。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに御意見ございませんかね。いいですかね。そしたら、先程申し上げました2点について確認をしたいというふうに思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

今日は長与町災害対策要綱の見直しを1つ議題としたいと思うわけです。前回6月22日の委員会で決定をいただきました長与町議会災害等対策会議設置要綱、それからマニュアルにつきまして、次回に成案をして皆さん方に提示をし報告をするということのお約束をしておりましたのでね。局長をして説明を訂正等含めて、成案が出来上がっておりますので説明をさせますので、よろしくお願いをしたいと思います。

事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

お手元に配付をさせていただきました長与町議会災害等対策会議設置要綱でございます。この要綱につきましては前回皆様方にお示しをしまして、事務局案等々も提案をさせていただきましたが、一応皆さんの方がこれで良いという形にまとめたものでございます。特に説明をするところというのはないんですが、今回2枚目で行動マニュアルというのをお示ししております。この要綱に基づいてフロー図という形を描いております

けども、こういう形で左半分が町の対策本部、右半分が議会の対策会議ということで、それぞれに情報提供を行うんだということでお示しをしております。中身につきましては間違いないということで考えておりますが、もし何かおかしいところ、お気付きの点があれば、お知らせをいただければと考えております。

○委員長（岩永政則委員）

今配りましてですね、皆さん方で前回ずっと訂正をいただきましたので、それを成案をしたということで、若干、組織等が3条辺りが、別のところから持ってきて補充をしておりますので、何かお気付きございませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

すいません、私が間違っていたら申しわけないんですけど、設置の第2条の長与町対策災害対策本部、等を入れると、以下、括弧内ですね。ここ町対策本部、対策を入れるというふうに言ってなかったかなと思ってんですけど。私のメモ書きはここに「町対策本部という」というふうにしてるようになるんですけど。

○委員長（岩永政則委員）

富永事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

今の部分ですが、まず第2条の1項をご覧いただきたいと思いますが、1行目の後段ですね。長与町災害対策本部「等」を、略してかぎ括弧の町本部ということで、三文字でまとめておまして、これはあとから出てくるものは全て町本部という形に読み替えられるということで御理解いただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにお気付きございませんか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。長与町議会災害等対策会議設置要綱につきましては、別紙のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは以上で決定をさせていただきます。

したがって、議長の方で、事務局を含めて全協に早々に諮って周知を図っていただきまして、要綱の施行日をいつにするか決まりましたら、皆さん方に周知を早々にお願いをしたいと思います。施行日はいつにしましょうかね。そしたら、全協の意見が何かあれば、皆さんで合意が得られれば修正して、その後に施行ということでしたいうふうに決定をしたいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

そのように決定をさせていただきます。

以上で設置要綱については終わりました、次にフロー図を差し上げておりますが、これは初めて秦野市に行ったときにもらってまいりましたよね。これを参考に長与の方に打ち替えてみたわけですね。参考に配布をしておりますので、何か意見があれば出していただいで、全協に配布をして周知を図っていききたいというふうに思っておりますので、それまでに委員の皆さん方でお気づきがあればですね。これは早く訂正した方がいいよということがあるれば、事務局に御指示いただければありがたいというふうに思います。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

このフロー図で一向に構わないんですけども、全協で説明するとなるとこういう質問が出てくるんじゃないかなと思うんですけども。長与町は災害対策本部とコロナと分けてるんですよね。フロー図では長与町災害対策本部とインフルエンザ対策本部と。議会は一緒なんですよ。対策会議ということで一緒になってますから。それはそれで私も理解してはいますが、一応そのところは確認なんですけども、よろしくをお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

今の内村委員の御指摘は事務局でもう1回確認をして、整理するところはさせていただきますと思います。何か不都合な点があればまた変えて、成案としては全協のときのものを成案としていききたいというふうに思いますが、変わりなければこれをお願いをしたいと思います。以上で、要綱並びにフロー図につきましては終了したいと思います。

それでは続きまして、会議規則及び運営等に関する基準。並びに申し合わせを議題としたいと思いますが、非常に多い資料になりますけれども、前回、よく見てきていただきたいということで付記をして配布をさせていただいておりますけれども、順次、会議規則からいきたいと思いますが、皆さんお持ちでしょうか。前回、配ったものですね。それではレジュメには「その他」で、2番目に長与町議会運営に関する申し合わせの消し込み及び運営に関する基準校正案の確認ということでですね。別紙にございますけれども、これから確認をしてまいりましょうかね。何か特に改めてここはこうなんだということで説明は事務局ないですかね。まず運営に関する基準の校正案。

事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

まずは申し合わせを見ていただきたいと思います。中段赤文字のところの説明書きをしております。これにつきましては令和2年3月17日施行の仮の基準。この申し合わせのその他の事項8の規定で運用をされているという状況でございます。その条項につきましては、ページめくっていただいで4ページの縦の申し合わせ、議会先例集の紙の方になります。4ページの一番下に、その他の事項の8で線を引いておりますが、「この申し合わせに定めるもののほか、議会運営に関する取り扱いは仮基準によるものとする。」ということで、以前の申し合わせがこの条文によって、この間施行した基準は生

きている、ということになります。この本申し合わせからですね。基準の方に規定をした内容をずっと消し込んでいって、この申し合わせがどんどん消えていくと。古い申し合わせですね。という形になって、最後の最後には5ページにあります1人1役の表と、最後のページの「議運と全協の関わり」というこの図の部分が残って、最後にはこの部分も全部基準に移しこんで、申し合わせが全て消えてしまうと、消し込みですね。そういう状況になることで想定をしております。1ページ目からめくっていただきますと、会規9までが線で消してあると思いますが、これは御承知のとおり昨年の3月の段階でここまでは消えとったと。会規29以降ずっと赤文字で説明をしておりますが、こういう部分について今基準にこういうふうに規定を全部されておって、原則全部消えますよというところでお示しをした部分になります。一応目を通していただいたと思っております。一応は、この四角で囲ってある部分は全て線で消えていくと。最後には先程言いました1人1役の表と最後の全協の表が残っていると。表紙に戻っていただきますけれども、その他の事項8と1人1役の役職と議会運営の決定までの過程が残ると。最終的には本申し合わせの廃止と同時に、別表と別紙を仮基準に移し、基準を独立させる作業が必要になると。ほかは皆さん御理解いただいておりますので、ここは中でおかしいところがないかを確認していただければ結構と考えております。

それと基準の校正案の方でございますけれども、こちらの方は基本的にずっと条建ててですね。こういう理由でこう変えたいということでお示しをしております。この部分につきましても極端にこれまでの基準の主旨を変えることなく、同主旨で、文言整理を含めてお示しをしておりますので、もし皆さんからこれで良いということであれば、全員協議会の方で皆さんにお配りをして、皆さんに対して御意見を聴取したいということで考えております。

○委員長（岩永政則委員）

まず申し合わせの先例集。4枚ありますね。このところで何かお気づきの点がありませんかね。基本的にはこれは全部消えてしまいますよと。3枚目の8項は残りますということ。何かありません。ちょっと私からですね。これは事務局、私も今気付いたんですが、3ページの109、議会運営委員会の5番目に別紙1という表現があるんですね。これが5ページの1人1役の件、これは別表なんでね。だから別紙1、まず、これかこれ一つ組んでよ。そうすると、これが生きるということはこの条項が全部消えてしまえば、別紙1という表現はなくなって基準にいったるわけですね。そういう理解をしていただければ。1人1役については、最初から言うておりますように1つの議題でしておりますので、来年の3月で切り替えですから、それまでにはもう十分検討していかにやいかんだろうと思っておりますけれども。いいでしょうか。申し合わせ。いいですね。

（「異議なし」の声あり）

それではそのように決定をさせていただきました。

それから次に、基準校正案ですね。事務局長が言いますように言葉の表現の仕方、漢字に変えたりですね。そういうのが、結構多いわけですがね。見てきていただいたと思いますが、何か気付きの点があればお願いします。

河野委員。

○議員（河野龍二議員）

会規15の一時不再議の件なんですけど「誤解がないように明文化」ってしてるんですが、ここは私がちょっと理解できないといいますか。これは議会の議決前に行われた再付託及び委員会による再審査は一事不再議に当たらないと。一度委員会に付託されて審査をして仮に否決しても、再付託ができるというふうな形ですよ。これは、まず手続上はどうなるんですかね。もしそういうふうな場合が出てきた場合。ちょっと理解しにくいんですよ。委員会が否決しましたと。再付託となるとまた本会議を開いて付託するわけですかね。仮にまたそこで委員会が否決したと。また再付託ができるのかと。延々と議論は結果的に、採択されるまで再付託が可能になるんじゃないかと。これが出てくるとですね。だから、あくまでも一時不再議はもう委員会でもできないというふうにしとかなないと、これはもう単に行政側から議案の提案だけじゃなくて、議員からの議案の提案も考えられるんじゃないかなと。もう通るまで再付託やるよというふうなのが可能になるんじゃないかなというふうに思いますんで、これがあることによって、ちょっとやっぱり審査が難しくなるんじゃないかなと。この部分をちょっとみただけですけど、一時不再議は結局、議会の審査の時間の浪費を防ぐというふうの一つはなってるんですよ。結局今言うように、採択されるまで出されるような雰囲気を持ってたらいけないのではと思いますんで、これはかえって無い方がいいのかなというふうにちょっと思いますね。やっぱり長与議会の中では委員会での審査結果でこれは、例えば6月定例会で否決されたとなっても9月定例会に出せばいいわけですよ、行政側も議案提案もですね。だからこれがあることによって、そういう審議の時間の浪費というのが生まれはせんかなというふうに思いますんで、これは無い方が良くとちょっと思ったところです。

○委員長（岩永政則委員）

事務局長。

○議会議務局長（富永正彦君）

無いなら無くても良いとは思いますが、誤解のないよう明文化と書かせていただいております。一番冒頭ですが、「議会の議決前」という、この議会の議決がされるともうその会期では、再審査ができないといいますか。1回決定したものをひっくり返すことはできんというのが一事不再議の扱いでございます、これは、例えば委員会審査があったとします。委員会審査が例えば委員長報告がされる。本会議場で、委員会の審査がまだ甘い、足らんということで、議場で再付託が可能という、これはもうできることなんです。議場でですよ。これは議場で議決をとっての再付託が可能です。これはもう議案審議のやり方としては可能。それともう一つは委員会が自ら、審査をちょっと間違

ってたとかですね。そういうことで、委員会みずからが、本会議の議決の前であれば、委員会自らが再審査を行うことは、これも可能です。そこは御承知されてると思います。これまでも、例えば、前回の西田議員が議場で委員会と本会議での採決を討論によって意見を変えたときがございましたね。あのときは、委員会が賛成多数可決だったんで、齟齬が生じなかったんですが、仮にあのとき委員会が全会一致だったとしたときに、委員長報告は全会一致で報告をします。しかし採決のときに全会一致でなくなるパターンがあり得ますよね、これを何とか正常な形といいますか、委員会審査を再審査をして採決をもう1回やり直すこともできるということも取っとってやらないと、委員会の裁決と本会議採決に齟齬が生じることが考えられるということで、この一事不再議というのを皆さんが委員会審査においても、もう1回決まったからひっくり返すことはできないというふうに誤解をされたらいかなんというところを踏まえて、敢えて明文化をさせていただいてるというところがございますので、例えばこの間の西田議員のパターンを出して申しわけないですが、例えば委員会に出した結果と本会議での意思が変わったということで、あれは明らかに西田さんの誤解、勘違いの結果だったわけですから、委員会の方で西田さんが勘違いして表決を間違えたということですから、もう1回採決をやり直すということもできるようにしとかなないと。それが一切できないということになるのもちょっと問題があるなということで、そういう意味でのゆとりを持たせた表現を、ここで明文化をさせていただいたということで御理解をいただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○議員（河野龍二議員）

先程、私が発言した懸念するところですね、例えば委員会が否決しましたと。再度本会議で付託しますという行為はできるんでしょうか。そうすると延々とそれができる可能性が、採択されるまで延々と委員会に付託をするっていうのが可能になるんじゃないかなっていうふうに。それともう一つ、先程の西田議員の件は、確かに言われるとおり、反対が一部あったということでああいうことができたんだろうと思うんですけど、あれも内村さんから、私もあの場でおかしいんじゃないかというふうな本会議で発言させていただいたんですが、内村さんからも指摘を受けたんですけど、この中にも慎むべきだというふうに、それは絶対しちやいかんというふうになってないわけですから、確かに委員長報告と全会一致となると非常に難しいかもしれんけども、それは慎むべきだというふうなことで、できるわけですから、実はこうこうでっていうふうな形での対応ができるんじゃないかなと。ちょっと説明していただきたいんですけど、延々とそういうふうに、例えば議員から出される議案、提案、動議。これも2人以上おれば動議が成立するわけですから、仮に委員会で請願なりが否決された。また動議として出すというふうな、それはもう本会議の結論になるとかな、そうですね。ちょっとそこら辺が。行政側の提案がどうなるのかなという部分ですたいね。含めて答えていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

事務局長。

○議会議務局長（富永正彦君）

基本的にこれは委員会に付託をされる事件ということに限定をされていきますけども、当然、委員会付託は現状も会期に合わせて報告期限を切ってるんですね。皆さん御承知と思いますが。基本的には報告期限がありますから、そこで再付託再付託ということは、議会全体が会期を延長してでも、それは付託して審査をせんといかんというふうに皆さんが議場で決められれば、それは可能になります。一般的には締め切りがありますから、それに合わせて審査結果が上がってくるものということで考えています。委員会が採択するまで再付託をするということも一般的には考えられない。というのは、議場での採決が最終でありますから、そこでどうなるかが一番メインであってですね。あくまでも誤解のないように明文化というのは、委員会での審査というのは本会議での採決結果ではないですから、その委員会の結果を持って、委員会で決めたものはもう二度と変えられんということじゃないよっていうことを、敢えてこれは委員会の裁量権を広げる意味で、勘違いがないよっていうことでの明文化でございますので、そういう意味で御理解いただければと。委員会で1回採択したものを、もう1回決めたから二度と触れんということじゃないよっていうことを敢えて明文化したつもりではおります。

○委員長（岩永政則委員）

理解できましたでしょうか。私からですが、どこからの条文をもってここに今入れようとしたんですかね。根拠は。この表現。

事務局長。

○議会議務局長（富永正彦君）

何もかもの審査に、一時不再議がみんなが適用されるというふうに勘違いをしてもらっては困るということが第一でございます。議会の議場での最終結果についてが一事不再議ができないということで、それ以外は原則内部的にはできるんだよっていうことを理解をしていただきたいなと思います。それ以上の説明がございません。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○議員（河野龍二議員）

そうすると、私だけかもしれませんが、そういう印象を受けてしまう。ここで委員会の審査は一事不再議に当たらないよっていうふうな形になると、例えば否決されれば何度でもできるんだっていうふうな、そういうふうな形になる。委員会でいったん退けられても何度でもできるんだという、そういう理解を、勘違いといいますか、可能ではある部分があるわけですか。だから局長が言われるように、会議規則だとかそういうのに基づいてできるならば、敢えて載せない方が、私としては理解するかな。できるんだという根拠が別にあるのならばですね。かえってここに載せることで、どうい

とでも可能になるよというふうな解釈を間違えてしまうような気もしてならないなというふうな感じがするんで、会議規則だとか標準基準の中でそういうふうなことは前提にあるならば、私はかえって載せないほうがいいのかと、ちょっとそういうふうな思いを持ってますんで、皆さんがどう判断されるかですけどね。そういうことです。

○委員長（岩永政則委員）

今、ここに入れなくてもいいんじゃないかというふうな発言もあっておりますが、皆さん、何かお気づきの点ございませんか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。それでは、基準に関する校正案につきましては、このとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

このように決定をされました。これは同じように、さっきの議題もそうなんですが、全員協議会にこれも諮って周知徹底をしていただきたいというふうに申し上げて、この2点も終わりたいと思います。

次に、横書きにあります、長与町会議規則の改正になりますが、これは議会の議決になりますので、当然慎重に取り扱いをしたいというに思いますが、この中身を見ていただきましたとおりですね。「決める」とか「定める」とかですね。標準会議規則に合わせた訂正等が主なような状況もございます。何か全体的にございませぬかね。1枚目の第5条から裏の13条までですね。まず、ここでお気づきの点ございませんか。いいでしょうかね。平仮名を漢字に変えたりですね。「同一議題」というのを「同一の議題」、そういう会議規則の標準に合わせたような表現ですね。いいですか。

それでは、この1枚目はこのとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それではこのように決定をさせていただきました。

次に、同じ会議規則の相違点の2条から81条の2。これにつきまして御意見ございませんか。欠席の届けの2条から発言の要求、反問の許可、自由討議、一般質問。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

4分の3ページで欠席の届け出の2項、「議員及び配偶者の出産のため」と書いてありますね。出産だけに絞るのかどうかというのがね、ちょっと私どうかと思うわけですよ。出産以外に、育児休業とか民間ではそういう制度があるわけですよ。公務員もあるわけですよ。我々議員は特別職の公務員かな。そういう身分になってるわけですよ。例えば、民間では当たり前なことなんですけど、ボランティア休暇とかいろいろ休めるあれがあるわけですよ。だから議員のなり手不足というのかな。若い人ので

すね。そういう意味でやっぱりこういう勤務条件というのをもう少し拡大して、必要な場合は休めるような体制をとったらどうかというのはあるわけですね。公務員の場合は結構いろいろ休みがあるわけですよ。先程言った育児休業のほかに、ボランティア休暇もあれば、さまざまな休暇制度があるわけですね。したがってそういったもう少し幅広い目で見たらどうかというところで考えてるんですけども、その辺りを議論というか、今日でなくてもいいんですけども次の機会でもやったらどうか。出産に限定してるからですね。民間では当たり前になりますけど、いろんな休暇がありましてですね。それが議員は少し特別扱いになったんですね。特殊な形態にですね。もう全て出るようになってるんですよ。議員の仕事は公務はね。それが大前提になってるものですから、今回の場合は出産は例外ということで、やっぱり出産に代わるものがいろいろ、例えば忌引きとか、両親が亡くなった場合とか細かく挙げればそういうのが出てくるわけですね。だから今日でなくてもいいんですけども、議長に判断に任せるとか、そういったケースは、そういう方法もあるんじゃないかなと。出産に限るというのも、出産以外にもいろいろ考えられるんじゃないかなと思うんですけども、その辺り皆さん、どう思ってるかですね。出産だけでいいよっていうことであれば、私はそれで従いますけども。

○委員長（岩永政則委員）

今の発言なんですが、今は左の方に「議員及び配偶者の出産のため」というところを、右の方の「議員が出産のため」に変えたらどうかという案なんです。今、言われましたこの出産以外のことについては、相当議論をしないかんだらうというふうに思うんですね。それはもう次の段階で議論をしていただいて、今日は出産というものに対して「議員及び配偶者」という表現が、配偶者のための出産に標準会議規則はなっておりせんよということで議員のみということの変更はどうかという提案ですね。そういうことで、今、後段で言われました、その他のいろんなものは、たくさんあると思うんですね。入れるか入れんかはまたのちに検討したらどうかということを感じます。いいですかね。そしたら「議員及び配偶者」ということで「議員」だけに限定するという形の変更ですね。何か御意見ございませんか。標準会議規則に変えたいという趣旨です。いいですか。

そしたら、この2条は右の方のように改正するというで決定していいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

そのように決定をされました。ただ、内村委員から言われた、そういうものについては後日、協議の場へ上げていくということになると思います。

ほかにございませぬかね。61条、81条の2、「起立による表決において、起立しない者及び賛否が明らかでないものは否とみなす。」これは削りましょうということなんです。要らんでしょうという発想でしょうけども、いいでしょうか。いいですね。そしたら原案のとおり決定するように、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは決定をさせていただきました。

暫時休憩します。

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

河野議員。

○議員（河野龍二議員）

前回議会で、質疑の問題で、今ずっと運営基準を定めてますけども、その中で一括質疑方式を採用するというふうにしてましたけども、これまでの従来どおりの質疑は3回できるというふうな形への変更を検討していただきたいという部分と、一般質問では、提案される議案に対してまで踏み込めないというところが、以前の議会の運営の中で、そういうところを解消しようというふうな形で今の運営方法に変えられてますんで、そこを改めて確認して全議員、理解していくべきではないかなというふうに思いますんで、この辺も次回協議していただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

今、河野委員から提案がありました2点につきましては次回以降に検討するというところで処理したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは次回以降に良い時期を見て検討していただきたいと思います。

ほかに御意見ございませんか。

それでは無いようでございますから、以上をもちまして本日の議会運営委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

（閉会 12時03分）